

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3056号)

令和6年4月4日

横 情 審 答 申 第 3056号

令 和 6 年 4 月 4 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年11月11日教西指第428号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年6月12日に行われた横浜市立特定小学校での保護者説明会に関連する全ての文書（電子紙媒体の全て）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和3年6月12日に行われた横浜市立特定小学校での保護者説明会に関連する全ての文書（電子紙媒体の全て）」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年6月12日に行われた横浜市立特定小学校での保護者説明会に関連する全ての文書（電子紙媒体の全て）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年10月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

## (1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、令和3年6月12日に横浜市立特定小学校（以下「本件小学校」という。）において保護者説明会が行われていた場合における当該保護者説明会に関連する全ての文書を請求するものである。横浜市立小学校において、特定のいじめ案件について同日に保護者説明会が行われた等の情報が公になっているので、本

件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定のいじめ案件があったのは本件小学校であったことを公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定のいじめ案件があったのは本件小学校ではなかった事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

本件小学校における特定のいじめ案件の有無に関する情報は、公になると、当該いじめ案件について見聞きし、認知している他の情報又は地域住民や学校関係者等であれば保有し、若しくは入手可能である他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる。また、特定の個人を識別することができないとしても、いじめという機微な情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件開示請求は旧条例第9条に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 個人が識別される文書ではないため、存在の有無を答えないのは、国民の知る権利の冒涇であり憲法違反である。
- (2) 恣意的な個人情報解釈で個人情報保護法（原文ママ）の悪用といえる。
- (3) 本件審査請求文書は本件小学校保護者362名に通知された物である。よって個人情報の内容でもなく、また不特定多数に公開されている情報である。それを個人の特定につながる情報とは何の個人なのか明らかではない。どの個人につながる情報と明らかなものではないので、実施機関の決定は違法行為と断罪する。なお、この文書の存在は本件小学校PTAが公開しているお知らせ等で明らかなものである。
- (4) 児童同士のトラブルではなく、教師（公務員）による虐め・虐待であり、公職の人間が公務中に起こした問題であり、個人情報保護の例外規定に当たる。
- (5) 学校配布文書は、地域などにも配布する文書も公的な公開文書と同じ扱いであり、

説明会お知らせは、公開文書に当たり、実施機関の非開示に関しては、文書の存在が公になっているにもかかわらず、加害者（教師）を守る為の隠蔽であり、反社会的な行動であると断罪する。

(6) 被害者児童の個人情報以外の公開を要求する。

## 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 保護者説明会に係る事務について

実施機関では、校長が保護者への説明が必要と判断した案件につき、保護者説明会を開催している。開催に当たっては、開催日時、場所、説明内容の概要等を記載した開催通知を保護者へ配付し、必要に応じて資料も配付する。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものであるから、これを行うには実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

#### ウ 存否応答拒否の要件該当性

開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、令和3年6月12日に本件小学校で行われた保護者説明会という特定の事項を限定し、関連する全ての文書を請求しているため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、本件小学校における保護者説明会の実施の有無という事実が公になる。

したがって、存否応答拒否の要件①に該当する。

しかし、保護者説明会の対象となる案件は、いじめ案件にかかわらず様々なものがある。したがって、仮に本件小学校において、同日の保護者説明会実施の事実が明らかになったとしても、直ちに、特定のいじめ案件が本件小学校で発生したことを意味するものではない。

よって、保護者説明会の実施の有無は旧条例第7条第2項第2号に定める非開示事由に該当するとはいえず、存否応答拒否の要件②に該当しない。

#### エ 小括

したがって、本件処分は、上記存否応答拒否の要件を備えていない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

#### (第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 11 月 11 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 12 月 23 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 12 月 7 日 (第26回第四部会)	・ 審議
令和 6 年 1 月 11 日 (第27回第四部会)	・ 審議
令和 6 年 2 月 1 日 (第28回第四部会)	・ 審議
令和 6 年 3 月 7 日 (第29回第四部会)	・ 審議